官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一一）　二
〔省　令〕
○デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働・経済産業・環境**一）　二
○大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（**環境**六）　三
〔法規的告示〕
○デクロランプラスの容器、包装又は送り状にデクロランプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（**厚生労働・経済産業・環境**一）　三
〔その他告示〕
○フィジー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**八八）　三
○ミクロネシア連邦における一次医療機関における妊産婦保健医療サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件（**同**八九）　三
○パプアニューギニア独立国におけるポリオ感染拡大防止及び撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件（**同**九〇）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**九一）　四
○ケニア共和国におけるトゥルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（**同**九二）　四
○大アビジャン圏における道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**九三）　四
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**三八一）　五
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**三八二）　五
○保安林の指定をする件（**同**三八三～三九〇）　五
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**三七六～三七九）　五
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（**同**三八〇）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（**同**三八一、三八二）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**七三）　六
○利根川水系鬼怒川及び男鹿川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**七四）　七
○利根川水系神流川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**七五）　七
○利根川水系湯川、大沢川及び谷沢川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**七六）　七
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**二一、二二）　八
○道路に関する件（**中国地方整備局**二六～二八）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**三三）　八
○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**四）　八
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省
〔官庁報告〕
官庁事項
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）　九
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（北陸信越運輸局最低賃金公示二）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二九
会社その他

府　令

○内閣府令第十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第五条の二の八　［略］ ［②］　こども家庭庁長官は、認定法人が審査・証明事業の業務を行わない場合又は認定法人がない場合に限り、審査・証明事業の業務を行うことができる。	**第五条の二の八**　［同上］ ［項を加える。］
第五条の二の十二　［略］ ［②］　前項に規定する認定は、次に掲げる基準により行う。 一　審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人、一般財団法人その他の営利を目的としない法人（以下「一般社団法人等」という。）であること。 ［二～十一　略］	**第五条の二の十二**　［同上］ ［②］　前項に規定する認定は、次に掲げる基準により行う。 一　審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）であること。 ［二～十一　同上］
第五条の二の二十四　認定法人は、当該認定法人が行っていた審査・証明事業の業務を第五条の二の八第二項の規定によりこども家庭庁長官が自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。 一　審査・証明事業の業務をこども家庭庁長官に引き継ぐこと。 二　審査・証明事業の業務に関する帳簿及び書類をこども家庭庁長官に引き継ぐこと。 三　その他こども家庭庁長官が必要と認める事項 ［②］　前項の場合を除くほか、認定法人は、第五条の二の二十の廃止届出書をこども家庭庁長官に提出して審査・証明事業を廃止したとき又は第五条の二の二十二の規定により認定を取り消されたときは、審査・証明事業の業務に関する帳簿、書類その他こども家庭庁長官が必要と認めるものをこども家庭庁長官に引き継がなければならない。	［条を加える。］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

省　令

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令の一部を改正する省令

デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令（令和七年厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　デクロランプラス　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号。以下「施行令」という。）第一条第一項第四十号に規定する化学物質をいう。 二～七　（略）	（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　デクロランプラス　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号。以下「施行令」という。）第一条第一項第三十九号に規定する化学物質をいう。 二～七　（略）

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年六月十七日）から施行する。

○環境省令第六号

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）別表第五の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十七日

環境大臣　石原　宏高

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第十八条　令別表第五の備考の環境省令で定める一時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して一時間吸引して行うものとする。 一～四　（略） 五　オキシダント　紫外線吸収法又はエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器 2・3　（略）	**第十八条**　令別表第五の備考の環境省令で定める一時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して一時間吸引して行うものとする。 一～四　（略） 五　オキシダント　日本産業規格Ｂ七九五七に定める濃度の中性燐酸塩緩衝沃化カリウム溶液を用いた吸光光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器であつて日本産業規格Ｂ七九五七に定める方法により校正を行つたもの又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器 2・3　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省
環境省告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、デクロランプラスの容器、包装又は送り状にデクロランプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（令和七年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、同令の施行の日（令和八年六月十七日）から施行する。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　デクロランプラス（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第１条第１項第40号に規定する化学物質をいう。以下同じ。）であること及びデクロランプラスが第一種特定化学物質であること。	第１　デクロランプラス（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第１条第１項第39号に規定する化学物質をいう。以下同じ。）であること及びデクロランプラスが第一種特定化学物質であること。

その他告示

○外務省告示第八十八号

令和八年二月十九日にスバで、フィジー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億千三百万円
3　贈与の供与期限　令和十年二月二十九日
4　署名者
日　本　側　田島浩志在フィジー大使
フィジー側　ラトゥ・アトニオ・ランビジ・ララランバラヴ保健・医療サービス大臣

令和八年三月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第八十九号

令和八年二月十八日にコロニアで、ミクロネシア連邦における一次医療機関における妊産婦保健医療サービス強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合人口基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　一次医療機関における妊産婦保健医療サービス強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億三千三百万円
3　署名者
日　本　側　籠宮信雄在ミクロネシア大使
国際連合人口基金側　ビィディシャ・ピライ太平洋事務所代表

令和八年三月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十号

令和八年二月二十三日にポートモレスビーで、パプアニューギニア独立国におけるポリオ感染拡大防止及び撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ポリオ感染拡大防止及び撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億六千三百万円
3　署名者
日　本　側　望月寿信在パプアニューギニア大使
世界保健機関側　ジョサイア・ティコ在パプアニューギニア事務所代表代行

令和八年三月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十一号

令和七年十一月十二日にダッカで、円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の令和二年八月十二日付けの交換公文に従ってバングラデシュ人民共和国政府に供与されることになったダッカ都市交通整備計画（Ⅳ）の実施に係る円貨による借款の支出期間がバングラデシュ人民共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和八年十一月十六日まで延長される旨の口上書の交換が、バングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和八年三月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十二号

令和八年一月十二日にナイロビで、ケニア共和国におけるトゥルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　トゥルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億六千三百万円

3　贈与の供与期限　令和九年一月三十一日

4　署名者

日　本　側　松浦博司在ナイロビ国際機関日本政府代表部大使

国際連合側　アナクラウディア・ロスバッハ国際連合人間居住計画事務局長

令和八年三月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十三号

令和八年二月二十日にアビジャンで、大アビジャン圏における道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　大アビジャン圏における道路維持管理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十六億千八百万円

3　贈与の供与期限　令和十二年一月三十一日

4　署名者

日　本　側　胡摩窪淳志在コートジボワール大使

コートジボワール側　ニアレ・カバ国務大臣兼外務・国際協力大臣

令和八年三月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第三百八十一号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum L.	DLFSUNG6	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第37934号 令和８年１月13日
Hypericum L.	Allhykim	Allplants Holding B.V. Simon Homburgstraat 19, 5431NN Cuijk, The Netherlands	第36677号 令和８年１月15日
Pyrus communis L.	FM324A135	Wolfgang Muller Baum- und Rosenschule Berufsschulstr. 7, D-04758 Oschatz, Germany	第25187号 令和８年１月21日

○農林水産省告示第三百八十二号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Hedera L.	寿（じゅ）フェアリーフォレスト	永尾寿夫 福岡県大川市大字下青木272	第36796号 令和８年１月28日
Rosa L.	RUIMVR00A	De Ruiter Intellectual Property B.V. Meerlandenweg 55, 1187ZR Amstelveen, The Netherlands	第36357号 令和８年１月28日
〃	クリスタルレッド	榊原康之 愛知県豊川市行明町山伏1084番地	第36436号 令和８年１月28日

○農林水産省告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町月野字高松九〇〇七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町下財部字中山六八〇七の一三

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町北俣字請ノ口五六一五の五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於郡大崎町持留字東二六六、二八四の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県福井市荒谷町七六字上一ノ谷三四、三五、三七の一、三八から四二まで、五七、五八、六一、一〇四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県福井市東川上町三二字五六谷六、七、一九の二、二三、二四の一、二四の三、二五の一、二五の三、三三、三七、三八、三八字東谷七の一から七の三まで、九から一一まで、一二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　三重県多気郡多気町車川字ヲワダ八七三、八七五の一、八七五の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び多気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百七十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　東関東自動車道千葉富津線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
君津市三直字天王台一一九〇番二から同市作木字中油田二五四番五まで	前	最大 二六五 最小 二三	六一九一
	後	最大 二五〇 最小 二三	
富津市湊字西ノ谷一二五六番一〇から同市数馬字東上原八六九番六まで	前	最大 六六 最小 三〇	一九〇七
	後	最大 六六 最小 三〇	

○農林水産省告示第三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町西宗字岩原一〇八五九の一、一〇八六〇、一〇八六一の二、一〇八八九の一、一〇八八九の五、一〇八八九の八から一〇八八九の十まで、一〇八九二の一、一〇八九四、字船岩一〇九二三の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇九〇四の二、一〇九二〇の二、一〇九二一、一〇九二二、一〇九二三の二、一〇九二三の七、一〇九二五

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百七十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
かすみがうら市中佐谷一二八番から同市中佐谷六六番まで	前	最大 一六一 最小 七六	三一五
	後	最大 一八七 最小 七六	

○国土交通省告示第三百七十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
臼杵市大字野田字立山平一六九二番三九から同市大字野田字甲崎一一八三番五二まで	前	最大 一二四 最小 四六	一〇〇
	後	最大 一二四 最小 四四	

○国土交通省告示第三百七十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岡山市東区瀬戸町塩納字大谷一二四一番二から同市東区瀬戸町塩納字新林一一六一番二まで	前	最大 九六 最小 二七	八一五
	後	最大 七四 最小 二三	

○国土交通省告示第三百八十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年二月二十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5850号	船外機（小型船舶用）	６ＰＨ	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地
第5851号	〃	６ＰＪ	〃	〃
第5852号	〃	６ＮＰ	〃	〃
第5853号	〃	６ＮＲ	〃	〃
第5854号	〃	６ＮＳ	〃	〃
第5855号	〃	６ＮＴ	〃	〃

○国土交通省告示第三百八十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第2720号	自蔵式呼吸具	ライフゼムＫＳ－８Ｃ型	エア・ウォーター防災株式会社	供給弁内一部部品の材料変更
第2960号	自蔵式呼吸具（安全装具を構成するもの）	ライフゼムＫ２Ｐ－８ＣＷ型	〃	〃
第3013号	自蔵式呼吸具（非常脱出用）	ライフゼムＫＳ－４Ｅ型	〃	〃
第5285号	自蔵式呼吸具	ライフゼムＫ２Ｐ－Ｓ－815型	〃	〃

○国土交通省告示第三百八十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4673号	船外機（小型船舶用）	６Ｃ５	ヤマハ発動機株式会社	クランクシャフトの仕様変更
第4674号	〃	６Ｃ１	〃	〃
第5014号	〃	６ＣＪ	〃	〃
第5590号	〃	６Ｃ６	〃	〃
第5648号	〃	６Ｃ２	〃	〃

○関東地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	八王子市館町一七四九番一地先から同市館町一七六七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十七日

○関東地方整備局告示第七十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項第三号及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第一条の二及び第二条に基づき、利根川水系鬼怒川及び男鹿川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局鬼怒川ダム統合管理事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

○関東地方整備局告示第七十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項第三号及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第一条の二及び第二条に基づき、利根川水系神流川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

○関東地方整備局告示第七十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項第三号及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第一条の二及び第二条に基づき、利根川水系湯川、大沢川及び谷沢川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局品木ダム水質管理所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

○近畿地方整備局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第六百六十六号京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業桂川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年三月二十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十八年建設省告示第六百六十六号、昭和五十四年建設省告示第四百十一号、平成八年建設省告示第二百三十八号及び平成十三年近畿地方整備局告示第八十号の事業地のうち、京都府京都市伏見区淀大下津町並びに乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方及び小字北牧方地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第六百六十六号京都都市計画下水道事業木津川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十年十二月九日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十年建設省告示第千五百七十一号、昭和五十五年建設省告示第千六百三十二号、昭和五十七年建設省告示第千八百五十三号、昭和六十年建設省告示第六十三号、昭和六十一年建設省告示第二百三十六号、平成元年建設省告示第千二十五号、平成四年建設省告示第九十六号、平成九年建設省告示第千百六十七号及び平成十五年近畿地方整備局告示第五十四号の事業地に京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字向井を加える。

使用の部分　昭和五十年建設省告示第千五百七十一号、昭和五十五年建設省告示第千六百三十二号、昭和五十七年建設省告示第千八百五十三号、昭和六十年建設省告示第六十三号、昭和六十一年建設省告示第二百三十六号及び平成十五年近畿地方整備局告示第五十四号の事業地に京都府城陽市奈島下小路、上小路、坊ヶ谷及び池ノ首並びに市辺西川原、南垣内、上芦原、出川原及び金山並びに中芦原、京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字豊前丈、小字東谷、小字中島、小字畷之浦、小字末田、小字長井野及び小字向井を加え、京都府城陽市奈島十六地内において事業地を変更する。

○中国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	福山市大門町一丁目一〇〇八番一から同市大門町一丁目二二八番まで	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十七日

○中国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
出雲市大島町二三番一から同市多伎町多伎一七番一まで	前	A　一一・〇〇～一一・六〇メートル	八・七四一キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　六・一九～一一・八九		
	後	A　一一・〇〇～一一・六〇	八・七四一	
		B・C　六・一九～一一・八九	九・〇〇八	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	出雲市東神西町字井ノ内一四八九番一から同市東神西町字長廻一五四一番一まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十七日

○九州地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二十号及び四百四十八号　日南市大字宮浦字志戸辻二四八五番一から同市大字宮浦字志戸辻二四八五番二まで　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四号

供用開始の期日　令和八年三月十七日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十七日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千八百九号那覇広域都市計画及び中部広域都市計画公園事業九・六・一沖縄県総合運動公園

三　事業施行期間　自昭和五十六年十一月十一日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

議案提出

三月十三日内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家情報会議設置法案

健康保険法等の一部を改正する法律案

産業技術力強化法の一部を改正する法律案

議案送付

三月十三日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

令和八年度一般会計予算

令和八年度特別会計予算

令和八年度政府関係機関予算

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

参議院

議案提出

三月十三日衆議院から次の議案が提出された。

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四号）

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第五号）

議案受領

三月十三日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

令和八年度一般会計予算（閣予第一号）

令和八年度特別会計予算（閣予第二号）

令和八年度政府関係機関予算（閣予第三号）

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案（閣法第一一号）

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第六号）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）

議案受領（予備審査）

三月十三日内閣から次の議案が送付された。

国家情報会議設置法案（閣法第二四号）

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

産業技術力強化法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

また、同日衆議院から次の議案が送付された。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）（衆第五号）

議案付託

三月十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

令和八年度一般会計予算（閣予第一号）

令和八年度特別会計予算（閣予第二号）

令和八年度政府関係機関予算（閣予第三号）

予算委員会に付託

答弁書受領

三月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出電話リレーサービスの利便性向上及び周知徹底に関する質問に対する答弁書（第四号）

参議院議員石垣のりこ提出「力又は威圧による一方的な現状変更」の定義及び該当性の基準に関する質問に対する答弁書（第五号）

人事異動

内閣

（水産庁資源管理部長）農林水産技官　魚谷　敏紀

（欧州局ロシア課長）外務事務官　神田　鉄平

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会第四十二回会議日本政府代表代理を命ずる

期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする（各通）

（富山地方裁判所判事兼富山家庭裁判所判事・高岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　吉田　豊

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上三月十三日）

内閣府

（国際平和協力本部事務局参事官）内閣府事務官　日髙麻里絵
総合海洋政策推進事務局参事官（安全保障・国際担当）に併任する（一月一日）
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　伊藤　正雄
地方創生推進事務局参事官（国家戦略特別区域担当）の併任を解除する（一月二十一日）
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　立石　裕則
地方創生推進事務局参事官（国家戦略特別区域担当）に併任する（二月二十四日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　中安　史明
内閣府事務官（参事官（社会システム担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））に併任する（同）同　新木　聡
内閣府事務官（参事官（社会システム担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））の併任を解除する（以上三月一日）

法務省

石川公太郎　川合　健史　地野　透
長山　聖典　林　資祐　船越　信宏
宮澤　一晃　渡部　健治
令和八年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に任命する
令和八年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に任命する
任期は令和九年二月二十八日までとする（各通）
検事　北村　治樹
検事兼法務事務官　松波　卓也
法務事務官　井手　英樹
同　小川　淳　同　清水　慶徳
同　山内　一
令和八年度土地家屋調査士試験委員に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする（各通）
検事　齊藤　恒久
令和八年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする（以上三月九日）

官庁報告

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

北海道知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

令和八年三月十七日

気象庁長官　野村　竜一

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
十勝川水系	美生川	左岸　河西郡芽室町東四条南四丁目一番一二地先（新生橋下流端） 右岸　河西郡芽室町新生南四線二三番四地先（新生橋下流端）	左岸　十勝川への合流点 右岸　十勝川への合流点	美生川水位観測所	釧路地方気象台 北海道十勝総合振興局

二　開始期日　令和八年三月十七日十三時

東京都知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

令和八年三月十七日

気象庁長官　野村　竜一

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
十勝川水系	途別川	左岸　中川郡幕別町字古舞六番二地先（新生橋下流端） 右岸　中川郡幕別町字古舞一五番地二地先（新生橋下流端）	左岸　中川郡幕別町字千住七二〇番二地先のＪＲ根室本線鉄橋下流端との接合点 右岸　中川郡幕別町字千住七一九番一地先のＪＲ根室本線鉄橋下流端との接合点	途別川水位観測所	釧路地方気象台 北海道十勝総合振興局

二　開始期日　令和八年三月十七日十三時

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号
(三) 占用を制限する区域　日南市大字宮浦字志戸辻二四八五番一から同市大字宮浦字志戸辻二四八五番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月十八日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

区分	備考
道路の種類	一般国道
路線名	二百二十号及び四百四十八号
占用を制限する区域	日南市大字宮浦字志戸辻二四八五番一から同市大字宮浦字志戸辻二四八五番二まで
制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
占用の制限の開始の期日	令和八年三月十八日
図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北陸信越運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月17日

北陸信越運輸局長　佐橋　真人

１．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「270,350円」を「281,050円」に、「253,900円」を「264,600円」に、「211,650円」を「222,350円」に、「202,350円」を「213,050円」に改める。

２．北陸信越海上旅客運送業最低賃金第４項中「263,550円」を「272,550円」に、「201,400円」を「210,400円」に改める。

３．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「222,100円」を「233,100円」に改める。

４．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「222,100円」を「233,400円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月16日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

河川法に基づく工作物返還に係る公示

一級河川吉井川水系吉井川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき公示する。

令和８年３月17日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　①小型船舶（ＦＲＰ製）１隻

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

⑴　保管した工作物の放置されていた場所

①岡山市東区乙子付近

⑵　当該工作物を除却した日時

①令和８年２月４日９時

３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日時

①令和８年２月４日10時

⑵　保管の場所　岡山県岡山市東区金岡東町一丁目地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所西大寺出張所資材置場

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第９項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

５　問い合わせ先　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所　占用調整課　電話086―223―5193

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第７号
京都市下京区朱雀分木町28番地の１
清算株式会社　株式会社西勇
代表清算人　平塚　政子
１　決定年月日　令和８年３月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

令和８年（ヒ）第２号
徳島市佐古二番町１番16号
清算株式会社　いわさ株式会社
代表清算人　岩佐　忠俊
１　決定年月日　令和８年３月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０７２号

東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＴＸ－Ｓ１号株式会社
1　決定年月日　令和８年３月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０７３号

東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＴＸ－Ｓ２号株式会社
1　決定年月日　令和８年３月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２１０６号

東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目17番２号
清算株式会社　株式会社ダイヤスター
代表清算人　遠藤　陽子
1　決定年月日　令和８年３月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の定義
特別清算開始決定時（令和８年１月15日）までの原因に基づいて、清算株式会社に対して発生した財産上の請求権（清算株式会社に対して有する保証債権を含む）を協定債権とする。
2　弁済の基準となる協定債権
弁済の基準となる協定債権額は、清算株式会社が、別紙記載の特別清算開始決定時における元金額を債権額とする。
3　弁済及び債務免除
⑴　弁済
各協定債権者に対する弁済額は０円とする。
⑵　協定債権の免除
各協定債権者は、本協定の成立の決定時に、清算株式会社に対して有している協定債権を免除する。
4　新たな財産の処理
前項⑵の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済の基準となる協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項⑵の規定により行った協定債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
5　議決権額
各協定債権者の議決権額は、別紙記載の特別清算開始決定時における元金額とする。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

共有物の変更に係る裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十九日
掲載頁　一八七頁（号外第一三六号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区大手町一丁目九番二号
（甲）株式会社野村総合研究所
代表取締役　柳澤　花芽
東京都江東区木場一丁目五番二五号
（乙）ＮＲＩ社会情報システム株式会社
代表取締役　大多和俊明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://apptalenthub.co.jp
令和八年三月十七日
東京都稲城市平尾三丁目七番地の五
（甲）株式会社ＡｐｐＴａｌｅｎｔＨｕｂ
代表取締役　宮崎　翼
東京都稲城市平尾三丁目七番地の五
（乙）合同会社ＮｏＣｏｄｅＣａｍｐ
代表社員　宮崎　翼

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十一日
掲載頁　七十四頁（号外第一二九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十一日
掲載頁　七十七頁（号外第一二九号）

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月十七日
東京都中央区銀座一丁目一一番一号
（甲）コナミゲーミングテクノロジー株式会社
代表取締役　中川　洋祐
神奈川県座間市東原五丁目一番一号
（乙）コナミゲーミングジャパン株式会社
代表取締役　東尾　公彦

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併については令和八年三月四日付で長野県知事の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月十七日
長野県長野市上松五丁目三番一〇号
（甲）医療法人博和会
理事長　竹内　博人
長崎県北松浦郡佐々町口石免一一〇八番地三
（乙）医療法人みなづき
理事長　秋月　誠一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　一〇七頁（号外第一三八号）
令和八年三月十七日
名古屋市西区牛島町六番一号
（甲）トヨタファイナンス株式会社
代表取締役　西　利之
大阪府池田市ダイハツ町一番一号
（乙）ダイハツ信販株式会社
代表取締役　小寺　聡

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　一九一頁（号外第一三六号）

（乙）https://uaac.uacj-group.com

令和八年三月十七日

愛知県安城市野寺町宝殿八九番地八

（甲）株式会社UACJ Marketing&Processing

代表取締役　伊藤　智康

東京都港区浜松町一丁目一〇番一七号

（乙）株式会社UACJアルミせんター

代表取締役　高橋　明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十八日

掲載頁　一五一頁（号外第二七六号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月十七日

大分市三佐六丁目三番二五号

（甲）株式会社タカフジ

代表取締役　佐藤　隆彦

大分市三佐六丁目二番五〇号

（乙）攝津工業ホールディングス株式会社

代表取締役　佐藤　隆彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲はその電子機器及び電子部品等の輸出入及び販売に関する事業その他一切の事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　七十六頁（号外第二八六号）

令和八年三月十七日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー三五階

（甲）アロー・エレクトロニクス・ジャパン株式会社

代表取締役　村井　西伊

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー三五階

（乙）アロー・ジャパン合同会社

代表社員　アロー・エレクトロニクス・（シーアイ）・リミテッド

職務執行者　ラファエル・サルミ

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲はその半導体製品、電子機器及び電子部品等の輸出入及び販売に関する事業その他一切の事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　七十八頁（号外第二八六号）

令和八年三月十七日

横浜市港北区新横浜三丁目一九番一号

（甲）株式会社チップワンストップ

代表取締役　ラファエル・サルミ

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー三五階

（乙）アロー・ジャパン合同会社

代表社員　アロー・エレクトロニクス・（シーアイ）・リミテッド

職務執行者　ラファエル・サルミ

新設分割公告

当法人は、新設分割により新設する医療法人幸貞会（広島県福山市沖野上町六丁目一一番二四号）に対して当法人の周治ファミリークリニックの事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

広島県三原市本郷南五丁目一九番一五号

医療法人社団いしねファミリークリニック

理事長　石根　典幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号はＣＴＥ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

仙台市宮城野区榴岡四―六―二三・二Ｆ

合同会社プレスト

代表社員　三浦　貴博

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

仙台市青葉区本町一丁目一三番二四号

トラスト就労支援合同会社

代表社員　株式会社ティーパーティ

職務執行者　安藤　寛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

東京都北区赤羽南一丁目一五番三―四〇七号モア・クレスト赤羽公園

Ｍ＆Ｍ合同会社

代表社員　町田なな子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＮｅｔｉｍｐ株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月二十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月十九日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

Ｎｅｔｉｍｐ合同会社

代表社員　平　隼

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

東京都港区港南二丁目一六―四品川グランドセントラルタワー八Ｆ

合同会社ＫＦ―７

代表社員　河村　謙信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。

組織変更後の商号はＭａｄｏｋａ株式会社とします。効力発生日は令和八年四月十八日であり、当社、出資社員の同意取得は令和八年三月九日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

Ｍａｄｏｋａ合同会社

職務執行者　穎川　茂生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十日であり、組織変更後の商号は１２３３０Ａｓｓｅｔｓ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

神奈川県横浜市泉区新橋町一三四二番地六

合同会社ＧＡＳＨ

代表社員　加藤　貴幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｒｅ．ＮＫとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

愛知県西尾市一色町一色山荒子三一番地二

合同会社Ｒｅ．ＮＫ

代表社員　加藤香の未

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

名古屋市中村区名駅四丁目二四番五号第２森ビル四〇一

ＬＵＣＣＡ合同会社

代表社員　伊東　佑実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

愛知県豊田市本地町二丁目一〇五番地

合同会社ＳＥＩＨＡ

代表社員　尾関　初美

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

広島県福山市沼隈町上山南五〇四番地一四

合同会社ラックスワン

代表社員　松本　直樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

仙台市青葉区宮町三丁目七―五八

合同会社竹犬ノ傘

代表社員　山崎　晃東

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月九日

掲載頁　一五八頁（号外第四十八号）

令和八年三月十七日

東京都北区中里一丁目六番五号

東桜株式会社

代表取締役　秋篠　史子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千十万円減少し九百九十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、株主総会の決議は、令和八年三月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月十七日

掲載頁　二頁

令和八年三月十七日

大阪市北区曽根崎新地一丁目三番二三号

株式会社ロン

代表取締役　飯沼　辰朗

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億八千四百四万六千七百二十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月十七日

栃木県那須塩原市北弥六四〇二番地一

株式会社サンリツホールディングス

代表取締役　飯笹　浩之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十三億六千三百六十三万九千七百七十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十九日

掲載頁　一六〇頁（号外第二一一号）

令和八年三月十七日

東京都渋谷区渋谷一丁目一二番二号

株式会社ＨＯＫＵＴＯ

代表取締役　山下　颯太

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月十七日

東京都港区南青山五丁目六番一九号

チンクエチェント株式会社

代表取締役　山下　泰樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月十七日

東京都渋谷区南平台町二番一七号Ａ―ＰＬＡＣＥ渋谷南平台四階

Ｔｅｒｒａ　Ｄｒｏｎｅ株式会社

代表取締役　徳重　徹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円、資本準備金の額を三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十七日

仙台市太白区柳生字上河原一九番地

有限会社佐藤園芸

代表取締役　佐藤　泰之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十七日

秋田県秋田市川尻町大川反一七〇番地の三

文化シャッター秋田販売株式会社

代表取締役　伊藤　直人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十七日

東京都江東区冬木二三番四号

株式会社日刊木材新聞社

代表取締役　岡田　直次

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件として、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十七日

長崎県佐世保市知見寺町一四一〇番地

株式会社佐世保カントリー倶楽部

代表取締役　田中　幹人

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社タカフジと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月二十三日までに当社にご提出下さい。

令和八年三月十七日

大分市三佐六丁目二番五〇号

攝津工業ホールディングス株式会社

代表取締役　佐藤　隆彦

任意清算公告

当法人は、令和八年三月五日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日
東京都墨田区緑三丁目二〇番八―八〇三号
司法書士法人大野事務所
社員　大野　静香

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千四百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0045/index.html

令和八年三月十七日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ジー・エイ・レジデンス・ナイン特定目的会社
取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0058/index.html

令和八年三月十七日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ジー・エイ・ワン・レジデンス・ツー特定目的会社
取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十日
掲載頁　二〇九頁（号外第八十一号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
エチゴ特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　六十頁（号外第二〇一号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ13ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　六十一頁（号外第二〇一号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ14ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月十四日
掲載頁　一〇四頁（号外第一〇六号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ16ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十日
掲載頁　二〇八頁（号外第八十一号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ19ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十七日
掲載頁　五十六頁（号外第二三八号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
ＡＡＪ　Ｋ特定目的会社
取締役　鄭　武壽

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年一月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日
福岡県北九州市八幡東区東田一丁目七番五号
株式会社有薗製作所確定給付企業年金
清算人　吉村　美裕

訂正公告

令和八年三月九日（号外第四十八号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、株式会社エデュケアの決算公告「第56期決算公告」とあるは「第22期決算公告」、株式会社クリエイトの決算公告「第39期決算公告」とあるは「第14期決算公告」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

令和八年三月十七日
神戸市垂水区学が丘四丁目一〇番三五号
小橋ビル二Ｆ　（甲）株式会社エデュケア
代表取締役　西川　修
神戸市垂水区学が丘四丁目一〇番三五号
小橋ビル二Ｆ　（乙）株式会社クリエイト
代表取締役　西川　修

正誤

ページ	段	行	誤	正
四三五	四	表中地域欄中終りから四～三	二八五二番ノ二、二八五二番ノ三四	二八五二番ノ二、二八五二番ノ三四の内実測五畝

昭和二十八年六月二十二日文化財保護委員会告示第五十一号（天然記念物に指定する件）（原稿誤り）